

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係 (確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(……………。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」</p> <p>イ～タ (省略)</p> <p>レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>ソ (省略)</p> <p>ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</p> <p>ネ (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係 (確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(……………。以下この10—10において「身体障害者手帳等」という。)</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第7条第3項第3号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) 規則第7条第3項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」</p> <p>イ～タ (同左)</p> <p>レ 規則第7条第3項第3号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>ソ (同左)</p> <p>ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第3項第3号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</p> <p>ネ (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。</u></p> <p><u>3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。</u></p>	<p>(追加)</p> <p><u>2 身体障害者手帳等(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、金融機関の営業所等の長に当該身体障害者手帳等を提示(法第10条第5項に規定する提示をいう。以下この項において同じ。)することで、規則第7条第2項第2号又は第3号に規定する「住所等確認書類」(以下この項において「住所等確認書類」という。)の提示は要しないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>3 「住所等確認書類」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、「住所等確認書類」には当該旧様式を含むものとする。</u></p>
<p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は規則第7条第2項第1号に掲げる「個人番号カード」、<u>同条第4項第2号</u>に掲げる「通知カード」又は<u>同条第2項第2号</u>若しくは<u>同条第4項第3号</u>に掲げる「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」に記載されている住所によることとする。</p>	<p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は規則第7条第2項第1号(<u>障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等</u>))に掲げる「個人番号カード」、<u>同項第2号</u>に掲げる「通知カード」又は<u>同項第3号</u>若しくは<u>同条第3項第1号</u>に掲げる「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」に記載されている住所によることとする。</p>
<p>(非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係)</p> <p>10—21 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ……………、令第46条第1項((非課税貯蓄者死亡届出書等))の規定による非課税貯蓄者死亡届出書又は同条第2項の規定による書類(10—28において「非課税貯蓄者死亡通知書」という。)が提出されたかどうかにかかわらず、……………。</p> <p>イ～ロ (省略)</p>	<p>(非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係)</p> <p>10—21 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) ……………、令第46条第1項((非課税貯蓄者死亡届出書等))の規定による非課税貯蓄者死亡届出書又は同条第2項の規定による書類(以下10—28において「非課税貯蓄者死亡通知書」という。)が提出されたかどうかにかかわらず、……………。</p> <p>イ～ロ (同左)</p>

改正後

改正前

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の様式)

10—28 (省略)

[様式1] (省略)

[様式2]

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の様式)

10—28 (同左)

[様式1] (同左)

[様式2]

非課税貯蓄者死亡通知書

税務署長殿 平成 年 月 日

貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地										
	名称										
	営業所番号	個人番号又は 法人番号									

下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。

郵便番号																		
フリガナ 住所																		
フリガナ 氏名											生年 月日	平成	昭	和	大	正	明	治
種 別	1 預貯金	2 合同運用信託	最 高 限 度 額	1 預貯金		万円												
	3 有価証券	4 特定公募公社債 等運用投資信託		2 合同運用信託														
				3 有価証券														
				4 特定公募公社債 等運用投資信託														
死亡年月日	平成 年 月 日																	
死亡届出書 受理日												平成	年	月	日			

非課税貯蓄者死亡通知書

税務署長殿 平成 年 月 日

貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地										
	名称										
	営業所番号	個人番号又は 法人番号									

下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。

郵便番号																		
フリガナ 住所																		
フリガナ 氏名											生年 月日	平成	昭	和	大	正	明	治
種 別	1 預貯金	2 合同運用信託	最 高 限 度 額	1 預貯金		万円												
	3 有価証券	4 特定公募公社債 等運用投資信託		2 合同運用信託														
				3 有価証券														
				4 特定公募公社債 等運用投資信託														
死亡年月日	平成 年 月 日																	
死亡届出書 受理日												平成	年	月	日			

(用紙 日本工業規格 A6)

(用紙 日本工業規格 A6)

法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係

法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係

(被共済者間の公平な取扱い)

(被共済者間の公平な取扱い)

31—4 令第73条第1項第10号に掲げる要件は、……………。

31—4 令第73条第1項第9号に掲げる要件は、……………。

(1)～(3) (省略)

(1)～(3) (同左)

法第36条((収入金額))関係

法第36条((収入金額))関係

(有価証券の評価)

(有価証券の評価)

36—36 使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券(令第84条第2項各号に掲げる権利で同項の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行人から与えられた株式(これに準ずるものを含む。))を取得する権利を除く。)については、……………。

36—36 使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券(令第84条各号に掲げる権利で同条の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行人から与えられた株式(これに準ずるものを含む。))を取得する権利を除く。)については、……………。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法第196条((給与所得者の保険料控除申告書))関係 (旧個人年金保険契約等の特約に係る生命保険料の金額を証する書類等)</p> <p>196—5 ……………、令第319条第4号((保険料控除申告書に関する<u>書類等</u>の提出又は提示))の規定の適用があることに留意する。</p> <p>附則</p> <p>(経過的取扱い(1)) この法令解釈通達による改正後の10—28の取扱いは、平成29年1月1日から適用する。</p> <p>(経過的取扱い(2)) この法令解釈通達による改正後の196—5の取扱いは、平成30年1月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">法第196条((給与所得者の保険料控除申告書))関係 (旧個人年金保険契約等の特約に係る生命保険料の金額を証する書類)</p> <p>196—5 ……………、令第319条第4号((保険料控除申告書に関する<u>書類</u>の提出又は提示))の規定の適用があることに留意する。</p>